		こと（*Bactericera nigricornis*）について消毒を行った場合は、その旨を含む。）が特記されていること。
三　アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム	いんげんまめ、キノア、さつまいも、すいか、だいず、トマト、なす、ばれいしょ、らっかせい、かぼちゃ属植物及びきゅうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Diabrotica undecimpunctata*（ジュウイチホシウリハムシ）を発見するための適切な方法により検査が行われ、かつ、*Diabrotica undecimpunctata*（ジュウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。
四　ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド	アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、たまねぎ、ばれいしょ、ムクナ・プルリエンス、もも、らっかせい、きいちご属植物、しゃじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Naupactus leucoloma*（シロヘリクチブトゾウムシ）を発見するための適切な方法により検査が行われ、かつ、*Naupactus leucoloma*（シロヘリクチブトゾウム

		シ）に侵されていないことが特記されていること。
五　アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド	おおみのつるこけもも、せいようはつか、ひまわり、べいまつ、ヨーロッパきいちご、いちい属植物、おらんだいちご属植物、からまつ属植物、くろべ属植物、つが属植物、とうひ属植物、にしきぎ属植物、はしばみ属植物、ふだんそう属植物、まつ属植物及びもみ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Otiorhynchus ovatus*（イチゴクチブトゾウムシ）を発見するための適切な方法により検査が行われ、かつ、*Otiorhynchus ovatus*（イチゴクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。
六　インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島	アボカド、カシューナッツ、カヤ・イボレンシス、くだものとけい、げっけいじゅ、ココやし、ごれんし、ざくろ、サポジラ、しょうが、パパイヤ、ばんじろう、ブクスス・センペルウィレンス、まるめろ、マンゴウ、れいし、くわ属植物、ケストルム属植物、げっきつ属植物、コーヒーノキ属植物、なし属植物、はこやなぎ属植物、ばしょう属植物、ばら属植物、ばんれいし属植物、ぶどう属植物、ふよう属植物、プルメリア属植物、みかん属植物及びユーゲニア属植物の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であって栽培の用に供するもの	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2　1の検査証明書又はその写しには、栽培地において*Aleurocanthus woglumi*（ミカンクロトゲコナジラミ）を発見するための適切な方法により検査が行われ、かつ、*Aleurocanthus woglumi*（ミカンクロトゲコナジラミ）に侵されていないことが特記されていること。